

官報

号外

昭和五十七年三月三十日

第九十六回国会 衆議院会議録 第十四号

昭和五十七年三月三十日(火曜日)

議事日程 第十四号

昭和五十七年三月三十日

正午開議

第一 関税暫定措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時三十分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

日程第一 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(森喜朗君登壇)

○森喜朗君 ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率、減免税制度等について所要の改正を行おうとするものでありまして、主な内容を申し上げます。

その第一は、関税率の改正であります。

まず、わが国の貿易の円滑な発展に資する見地から、東京ラウンド交渉に基づきわが国の関税譲許品目についての段階的引き下げを、一律二年分繰り上げて実施することとするほか、ウイス

キー、半導体、バナナ等について、関税率を引き下げるとともに、自動車用排気タービン過給機等の関税率を無税とすることとしたしております。

また、国内産業の実情等にかんがみ、タングステン鉱について、関税割り当て制度の適用を廃止するとともに、重油及び粗油の関税率を引き上げることとしたしております。

第二は、減免税制度の改正であります。国内産業等の実情にかんがみ、アルミニウム製錬業者が輸入するアルミニウムの塊について、免税制度を新設するとともに、低硫黄燃料油製造用原油等の減税額を縮減することとしたしております。

第三に、昭和五十七年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率及び原油関連の減税還付制度について、その適用期限を一年延長することとしたしております。

以上が本案の概要であります。

本案につきましては、去る三月十九日渡辺大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同月二十六日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、附帯決議が付けられましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委

員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

出席国務大臣

大蔵大臣 渡辺美智雄君

○朗読を省略した議長長の報告

(報告書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二の規定に基づき地方財政の状況報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

神 利夫君

渡辺 貢君

渡辺 貢君

神 利夫君

地方行政委員

辞任

補欠

五十嵐広三君

勝間田清一君

勝間田清一君

五十嵐広三君

法務委員

辞任

補欠

佐藤 文生君

中村 弘海君

佐野 嘉吉君

鴨田利太郎君

昭和五十七年三月三十日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長の報告 関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

大蔵委員

中村 弘海君

大蔵委員

大蔵委員

藤井 勝志君

柳沢 伯夫君

白井日出男君

太田 誠一君

北川 石松君

中村喜四郎君

農林水産委員

上草 義輝君

太田 誠一君

川田 正則君

岸田 文武君

笹山 登生君

平泉 渉君

藤井 勝志君

柳沢 伯夫君

柳沢 伯夫君

柳沢 伯夫君

柳沢 伯夫君

柳沢 伯夫君

柳沢 伯夫君

柳沢 伯夫君

建設委員

横山 利秋君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

馬場 昇君

閣提出第二十七号

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案(内閣提出第七二号)

武器等の輸出の禁止等に関する法律案(清水勇君外七名提出、衆法第一〇号)

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

運輸委員会 付託

提出第七三号)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

通信委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案

は次のとおりである。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案

は次のとおりである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

旅行業法の一部を改正する法律案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

は次のとおりである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

旅行業法の一部を改正する法律案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

機械類信用保険法の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

商業登記法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十七年二月二十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法(昭和三十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「に課する関税の率」は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表」を「又は別表第一の三に掲げる物品で昭和五十八年十二月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、それぞれこれらの表」に改める。

第六条の三の次に次の一条を加える。

(アルミニウムの塊の免税)

第六条の四 関税定率別表第七六・〇一号の一に掲げるアルミニウムの塊(アルミニウムの含有量が全重量の九九・九五パーセント以上のものを除く。以下この条において「アルミニウムの塊」という。)で本邦においてアルミニウム製錬業を営む者(電解炉を用いてアルミニウムの塊の生産を行う者に限る。)が昭和五十八年三月三十一日までに輸入するものについては、特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)第三条第一項の規定により定められたアルミニウム製錬業に係る安定基本計画において昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に処理を行うべきものとされている設備に係るアルミニウムの塊の年間生産能力の合計数量に相当する数量の範囲内のものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第七条第一項及び第四項、第七条の二第一項並びに第七条の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「別表第一の三」を「別表第一の四」に改める。

第八条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「二百円」を「百六十五円」に改める。

第八条の二第二項第二号中「(同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率をいう。)」を「別表第一の三の税率」に改める。

第八条の六第三項に次のただし書を加える。

ただし、これらの物品に係る別表第一に定める税率が同法別表に定める税率より高いときは、この限りでない。

別表第一第二二・〇九号中「四二三元」を「三七〇円」に、「一リットルにつき三四三元」を「三六%」の率が一リットルにつき三三三元の従量税率より高いときは又は一リットルにつき二九九円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率」に改める。

別表第二第二四・〇二号中

D その他のもの

(1) シートたばこ

(2) その他のもの

D その他のもの

無税に改める。

七%

別表第一第二六・〇一号中

五 タングステン鉱
(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市場その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
(2) その他のもの

無税
一キログラムにつき一六〇円

別表第一第二七・〇一号中「九五五円」を「一、六四〇円」に、「二、二八〇円」を「三、九三〇円」に、「七三〇円」を「一、二六〇円」に、「六六〇円」を「一、一四〇円」に改める。
別表第一第二八・〇四号中
(1) りん

(i) りん

(ii) その他のもの

無税に改める。

別表第一第二七・〇一号中「五九三円四四銭」を「六一〇円七五銭」に、「二・九%」を「九・七%」に改める。

別表第一第二四・一一号中

三 ファン、送風機その他これらに類する機械
四 一から三までに掲げる機器の部分品

(1) 自動車用排気タービン過給機

(2) その他のもの

四 一から三までに掲げる機器の部分品

(1) 自動車用排気タービン過給機

(2) その他のもの

(1) りん

(2) その他のもの

(3) その他のもの

(4) その他のもの

(5) その他のもの

(6) その他のもの

(7) その他のもの

(8) その他のもの

(9) その他のもの

(10) その他のもの

(11) その他のもの

(12) その他のもの

(13) その他のもの

(14) その他のもの

(15) その他のもの

(16) その他のもの

(17) その他のもの

(18) その他のもの

(19) その他のもの

昭和五十七年三月三十日 衆議院會議録第十四号 関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一の二中「特別軽減関税率表」を「別表第一に定める関税率に係る特別軽減関税率表」に、

関税率 別表の 番号	品 名	税 率			
		昭和五 年四月一 日から五 年三月三 十一日ま でに輸入 されるも の	昭和五 年四月一 日から六 年三月三 十一日ま でに輸入 されるも の	昭和五 年四月一 日から七 年三月三 十一日ま でに輸入 されるも の	昭和五 年四月一 日から八 年三月三 十一日ま でに輸入 されるも の
		昭和五 年四月一 日から五 年三月三 十一日ま でに輸入 されるも の	昭和五 年四月一 日から六 年三月三 十一日ま でに輸入 されるも の	昭和五 年四月一 日から七 年三月三 十一日ま でに輸入 されるも の	昭和五 年四月一 日から八 年三月三 十一日ま でに輸入 されるも の

改め、同表第一の二から第八四・一〇号までの第三欄から第六欄までを削り、これらの号の第
七欄をこれらの号の第三欄とし、同表第八四・一一号を次のように改める。

関税率 別表の 番号	品 名	税 率
八四・一一	気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機（原動機付きのもの及び ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）並びにファ ン、送風機その他これらに類する機械	四・五%
	一 ポンプ	四・五%
	（一）真空ポンプ	四・五%
	（二）その他のもの	四・五%
	二 気体圧縮機	五・八%
	（往復式のもの重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの （ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を除く。）	四・五%
	その他のもの	四・五%
	三 ファン、送風機その他これらに類する機械のうち ディーゼル機関用排気タービン過給機（自動車用のもの を除く。）	四・五%
	その他のもの（自動車用排気タービン過給機を除く。）	四・五%
	四 一から三までに掲げる機器の部分品のうち ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機のもの その他のもの（自動車用排気タービン過給機のものを除 く。）	四・五%
別表第一の二第八四・一二号から第八五・二〇号までの第三欄から第六欄までを削り、これらの号 の第七欄をこれらの号の第三欄とし、同表第八五・二二号を次のように改める。		
八五・二二	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、 陰極線管、テレビジョン用映像管及び水銀アーク整流管を含む。） 光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小型電子回路並び にダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバ イス	四・九%
一 熱電子管		四・九%

別表第一の二第八五・二二号から第九八・一六号までの第三欄から第六欄までを削り、これらの号
の第七欄をこれらの号の第三欄とする。

別表第一の三を別表第一の四とし、別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三 条約に規定する関税率に係る特別軽減関税率表（第二条、第八条の二、第八条の六関
係）

関税率 別表の 番号	品 名	税 率
〇二・〇一	肉及び食用のくず肉（第一〇一・〇一、第一〇一・〇二、第一〇 一・〇三又は第一〇一・〇四に該当する動物のもので、生鮮、 冷蔵又は冷凍のものに限る。）	一八・八%
〇二・〇二	一 牛肉及びくず肉のうち 臓器及び舌	一八・八%
〇二・〇六	鶏の骨付きのもの	一三・八%
〇三・〇一	肉及び食用のくず肉（塩蔵、塩水漬、乾燥又はくん製のものに 限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。）	一〇%
	二 その他のもののうち 豚及び牛のもの以外のもの	一〇%
	魚（生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに 限る。）	一〇%
	二 その他のもの A にしん（ケルベア属の魚）及びその卵、たら（ガドゥス 属、テラグラ属及びメルシウス属の魚）及びその 卵、ぶり（セリオラ属の魚）、さば（スコンベル属の 魚）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属及び プエングラウリス属の魚）、あじ（トラクルス属及びデカ プテルス属の魚）並びにさんま（コラピス属の魚）の うち 生きていないもの及び生鮮又は冷蔵のもののうち にしんの卵	八・八%

七・五%	冷凍のもの(フィレを除く。)のうち にしん及びたら並びにこれらの卵 B その他のものうち さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、 フィレを除く。) ししやも(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。) バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る。)、キンククリップ及びたい(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。) 魚(塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る。及びくん製のもの(くん製の前又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)) 一 魚卵のうち さけ又はますのもの たら(ガドゥス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚)のもの その他のもの(にしん(クルペア属の魚)のものを除く。) 甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る。並びに単に水煮した殻付きの甲殻類) 二 その他のもの (一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもののうち いかに 切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。) カササバ、アロールト、サレップ、きくいも、甘しよその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎(全形のもの又は切つたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。並びにサゴヤの髓のうち カササバのものうち 飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。) なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)) 二 バイナップルのうち 乾燥のもの 四 その他のものうち ココヤシの実、ブラジルナット及びグアバ並びにアボカド、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮のものに限る。) カシューナット	七・五%	四・一%	四・四%	三・八%	五・九%	一〇・三%	五・三%	七・五%	六・九%	一・九%	五・六%	一五%	七・五%	一・九%
〇八・〇二	かんきつ類の果実(生鮮又は乾燥のものに限る。) 一 レモン及びライム 三 グレープフルーツ 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの ぶどう(生鮮又は乾燥のものに限る。) 一 生鮮のものうち 毎年十一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの 二 干しぶどう 缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) その他のもの ナット(生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。) 二 くるみ 四 その他のものうち 甘扁桃 マカダミアナット りんご、なし及びマルメロ(生鮮のものに限る。のうち なし及びマルメロ 冷凍果実(あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えていないものに限る。のうち パイ、パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピン、チヤンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャマン、マンゴ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴスチン、サワーアップル及びレイシ ベリー(ストロベリーを除く。) 乾燥果実(第〇八・〇一、第〇八・〇二、第〇八・〇三、第〇八・〇四又は第〇八・〇五号に該当するものを除く。のうち プルーン こしやう属のペパー及びとうがらし属又はピメンタ属のピメント 一 小売容器入りのものうち こしやう 二 その他のもの (二) 粉碎し又は混合したもの 丁子(果実、花及び花梗に限る。))	〇八・〇五	〇八・〇六	〇八・一〇	〇八・一二	〇九・〇四	〇九・〇七								
六・九%	一五%	三〇・六%	一五・六%	七・五%	三・一%	二・三・八%	五・九%	一五%	八・八%	一三・八%	六・三%	七・五%	四・一%		

[illegible]

四九九

ビスケット、クッキー及びクラッカー（あられ、せんべいその他の米菓を除く。） 二 その他のもののうち ビスケット、クッキー及びクラッカー（あられ、せんべいその他の米菓を除く。）	三六・三%	ピーナツバター 植物性たんばく スイートコーンのもの チャーインガム 石炭及びれん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの 二 その他のもの 石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。） 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもの、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。） 揮発油 A 低重合度の混合アルキレンのうち トリプロピレン以外のもの （二）灯油 A 低重合度の混合アルキレン ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルデヒド、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 ケトン官能化合物 （四）その他のもののうち しょう脳（融点が温度一七五度以上のものに限る。） アルコール官能、フェノール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸素官能のカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体 （三）くえん酸 くえん酸カルシウム アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体 一 卵白 二 その他のもの ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。）ゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシングラス 一 ゼラチン及びにかわのうち ゼラチン（写真用のものに限る。）	二三・四% 二〇% 一七・二% 一五・六% 七・四% 三・九% 四・二% 一二・六% 二六・三% 一三・一% 一三・八% 五・九% 五・九%
二〇・〇六 その他のの調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。） 一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの （一）パイナップルのうち 砂糖を加えたもの（缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り。）	三一・九%	二七・〇一 二七・一〇	一七・二%
二〇・〇七 果汁（ぶどう搾汁を含む。）及び野菜ジュース（砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。） 一 果汁 （一）その他のもののうち しょう糖の重量が全重量の一〇%以下のものうち ライムジュース 二 野菜ジュース （一）その他のもののうち 混合野菜ジュース（気密容器入りのものに限る。） 調製食料品（他の号に該当するものを除く。） 二 その他のもの （一）砂糖を加えたものうち ピーナツバター スイートコーンのもの （二）その他のもの A アルコールを含有しない飲料のもと おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの その他のもの B その他のもの （b）その他のものうち	一八・七五 及び一キログラムにつき二七円 （その従価） 従価併用の税率が三〇%の従価税率より低いときは、当該従価税率	二九・一三	二〇・〇七
二一・〇七 （一）その他のもの （二）その他のもの	二〇・九%	二九・一六	二〇・〇七
二二・〇七 （一）その他のもの （二）その他のもの	三〇・三% 二四・一%	三五・〇二 三五・〇三	二二・〇七
二二・〇七 （一）その他のもの （二）その他のもの	一九・七% 二四・一%	三五・〇三	二二・〇七

五〇〇

三九・〇七	第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品 四 その他のもの	一〇・一%	四四・一七	改良木材(板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに 厚さが六ミリメートル以上のもの)	一九・三%
四一・〇九	第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングそ の他これに類するもの(管状のものに限る。)の製品以 外のもの	七・四%	四四・一八	再生木材(かんなくず、ウッドチップ、のこくず、木粉その他の木 質のくずを天然又は人造の樹脂その他の有機結合剤で凝結した物 品で板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。)	一一・九%
四二・〇一	革、コンボジションレザー又はパーチメント仕上げをした革のく ず(革製品の製造に適するものを除く。)及び革の粉 くら、ばん具、首輪、ひき革、ひき当て、靴その他の装着具(材 料を問わないものとし、動物用のものに限る。)のうち	四・二%	四四・一九	木製の玉縁及び縁形(縁加工をした腰羽目板その他の板を含む。)	一〇・一%
四二・〇四	フェノール樹脂製のもの及び合成樹脂製のものの以外のもの 機械用又はその他の工業用の革製品及びコンボジションレザー製 品	八・八%	四四・二八	その他の木製品	七・四%
四三・〇一	二 その他のもの 毛皮(なめしてないものに限る。)	五・九%	四八・〇一	竹製の串以外のもの	七・四%
四四・〇五	二 ミンク又はうさぎの毛皮のうち ミンクの毛皮	一六・九%		紙及び板紙(セルロースウオッディングを含むものとし、ロール 状又はシート状のものに限る。)	一一・八%
	三 その他のもの りす又はむささび若しくはもんがの毛皮 その他のもの	七・四%		二 その他のもの (一) 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、 三〇〇グラム以下のものに限る。)のうち クラフト紙及びクラフトライナー	七・七%
	木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎした もので、更に加工してないもののうち、厚さが五ミリメートルを 超えるものに限る。)	四・一%		四 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるも のに限る。)のうち 白板紙、クラフトライナー及びクラフト板紙	七・七%
	三 松属、もみ属(カリホルニアレッドファー、ゲランド ファー、ノールフルファー及びバシフィックシルバーファ ーを除く。)、とうひ属(シトカスプルメリスを除く。)、又はから まつ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限 る。)のうち	九%	六四・〇二	履物(本底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プ ラスチック製のものに限るものとし、第六四・〇一に該当する ものを除く。)	一三・六%
	松属、もみ属又はとうひ属のもの		六四・〇三	二 その他のもの (一) 本底が革製のもののうち キャンパスシューズ	六・八%
四四・〇九	木製のくい(割り又は端をとがらせたものに限るものとし、縦に ひいたものを除く。及びたが材並びにチップウッド、引抜材、 チップ状又は小片状のバルブウッド及び食酢製造用又は液体清澄 用に適するウッドシェーピング並びに木製の棒(つえ、傘の柄、 工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、粗削 りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をし たものを除く。)		六四・〇四	履物(本底が木製又はコルク製のものに限る。)	六・四%
四四・一五	一 経木その他これに類する物品及び食酢製造用又は液体清澄 用に適するウッドシェーピング並びに木製の棒のうち 木製の棒	五・九%	六四・〇五	履物(本底がその他の材料製のものに限る。)	五・四%
	合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボードその他こ れらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含 む。)、及び象眼し又は寄せ木した木材のうち		六五・〇六	二 履物の部分品(甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むもの とし、金属製のものを除く。)	七・四%
	合板			二 その他のもの ゲート、スパックス、レギンス、クリケット用すね当て、サッ カー用すね当てその他これらに類する製品及びこれらの部分品	五・四%
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバレイその他これら に類する表面加工をしたもの	一八・八%		一 革製のもの及び毛皮を用いたもの	五・四%
				二 その他のもの その他の帽子(裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかど うかを問わない。)	一一・六%
				二 革製のもの及び毛皮付きのもの(一に掲げるものを除く。)	一〇・一%

昭和五十七年三月三十日 衆議院會議録第十四号 関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十七年三月三十日 衆議院會議録第十四号 関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

五〇二

八五・一三	有線電話用又は有線電信用の機器(搬送通信機器を含む。)のうち搬送通信機器	四・五%
九〇・〇三	眼鏡の柄及び枠並びにこれらの部分品	一六・三%
九二・〇五	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属又はべつこうを用いたもの	五・三%
九四・〇三	その他の吹奏楽器	五・七%
	その他の家具及びその部分品	
	三 その他のもののうち	
	木製のもの及び卑金属製のものの以外のもの	
九八・〇一	ボタン、ボタンモール、飾りボタン、カフスボタン及びプレスボタン(スナップボタン及びプレスボタンを含む。)並びにこれらのボタン及び部分品	二・六%
	一 貴金属をめつきた金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	
	二 その他のもの	
	(一) 貝殻製のもの	五・九%
	B その他のもの	八・八%
九八・〇三	(二) その他のもの	
	万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホルダーその他のこれらに類するホルダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び付属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。)	
	一 万年筆、ボールペン及びシャープペンシル	二・二%
	(一) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	
九八・一〇	メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	七%
	二 その他のもののうち	
	携帯用ガスライター	六・二%
	その他のライター	
九八・一一	喫煙用パイプ及びパイプホルダー、柄その他の喫煙用パイプの部分品(粗く成形した木製ブロックを含む。)並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品	
	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	
	二 金、これを張り若しくはめつきた金属、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの(金を用いたものにあつては、金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものを除く。)	二・六%

別表第二第一〇八・〇一号中「二五%」を「二五%」に、「四五%」を「四〇%」に改める。
別表第二第一一六・〇二号中「二〇%」を「一五・六%」に改める。

別表第二二〇・〇二号中	グリーンピース	グリーンピース	一五%
	ライプオリブ(気密容器入りのもので、容器と同一の重量が一〇キログラム以下のものに限り。)		一五%
	その他のもの(トマトジュースを除く。)		一〇・七%
別表第二二〇・〇七号中	(一) その他のもののうち		二〇%
	混合野菜ジュース(気密容器入りのものを除く。)		二〇%
	その他のもの(トマトジュースを除く。)		二〇%
別表第二二一・〇七号中	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	一九・七%
	「瓶詰」に改める。		

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八條第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。
3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由
最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の貿易の円滑な発展に資する見地から多角的貿易交渉(東京ラウンド交渉)に基づく我が国の関税譲許品目に係る実行関税率の段階的引下げの関税率の引上げ及びウイスキー、半導体、バナナ等の関税率の引下げを行うとともに、アルミニウムの塊に係る関税の免税制度を新設するほか、昭和五十七年三月三十一日に適用期限の到来

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における内外経済の変化に対応し、関税率及び減免税制度等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。
(一) 関税率の改正
1 我が国の貿易の円滑な発展に資する見地から、東京ラウンド交渉に基づく我が国の関税譲許品目についての実行関税率の段階的引下げを一律二年分繰り上げて実施するほか、ウイスキー、半導体、バナナ等について、関税率を引き下げるとともに、自動車用排気タービン過給機等の関税率を無税とすることとする。
2 国内産業の実情等にかんがみ、タンクス

テン鉱について、関税割当制度の適用を廃止するとともに、重油及び粗油の関税率の引上げを行うこととする。

(二) 減免税制度の改正

国内産業の実情等にかんがみ、アルミニウム製錬業者が輸入するアルミニウムの塊に係る免税制度を新設するとともに、低硫黄燃料油製造用原油等について、減税額を縮減することとする。

(三) その他の改正

昭和五十七年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率及び原油関連減税還付制度について、その適用期限を一年延長することとする。

四 施行期日

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行することとする。

なお、本改正による昭和五十七年度における関税収入増減収見込額は、一般会計分において四百億円の減収、特別会計分において五十七億円の増収となつてゐる。

二 議案の可決理由

最近における内外経済情勢の推移等にかんがみ、我が国貿易の円滑な発展、自由貿易体制の維持・強化を図る等の見地から、東京ラウンド交渉に基づく我が国の関税譲許品目に係る実行関税率の段階的引下げの一律二年分繰上げ等の措置を講じようとする本案は、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十七年三月二十六日

衆議院議長 福田 一 殿
大蔵委員長 森 喜朗

〔別紙〕

関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項について配慮すべきである。

一 今回の関税率の引下げに伴い、国内産業への影響を十分考慮し、特に農林水産業、中小企業の体質改善を早急に図る等その対策に万全を期すること。

一 農畜産物の輸入問題の取扱いについては、国内生産農家への影響に配慮しつつ正常な貿易関係を維持するとともに、国民生活の安定に寄与するよう努めること。

一 今後更に激化する貿易摩擦問題の交渉及びガット関係会議等における検討に当たっては、自由貿易の原則にのっとり、円滑な国際経済関係を維持するよう外交上の対応に十分配慮すること。

一 関税率の設定に当たっては、産業の近代化等その実態を考慮し、整合性が保たれるようその調整に努めること。

一 税関職員の業務の多量化、複雑化に伴い、通関手続きの簡素化を更に進めるとともに、監視制度を重点的に充実するよう努めること。

昭和五十七年三月三十日 衆議院會議録第十四号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五三 四三(大代)

定価一部
一〇円